

放課後子ども教室

〔令和元年6月 滋賀県教育委員会〕

国 1/3

都道府県 1/3

市町 1/3

～放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】

趣旨

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。

令和元年度実施：7市町38教室

放課後子ども教室

『放課後子ども総合プラン』
として実施 (H26.7月策定)

放課後児童クラブ

地域学校協働活動推進員
(地域コーディネーター)

双方で情報共有

放課後児童クラブ指導員

連携
協力

〈学校区ごとの協議会などで情報共有を図る。〉

取組の企画、交流できる機会や場づくり

放課後子ども教室が設置されている場合は、積極的に交流する。

協働活動支援員
協働活動サポーター
特別支援サポーター
学習支援員

多様な
プログラムの
提供

安全管理

参画

【共通のプログラムの例】

○室内での活動

- ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習など)
- ・多様な体験プログラム(実験、工作、英会話、文化・芸術教室など)

○校庭・体育館での活動

- ・スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



小学校など

- ・余裕教室等を提供
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材、特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者など

県の取組

放課後子ども総合プラン研修会(学校を核とした地域力強化プラン研修会)

コーディネーター、運営委員会委員、協働活動推進員、協働活動サポーター、ボランティア、専任指導員、放課後児童クラブ関係者、関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策
- ・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

放課後子ども教室

連携

放課後児童クラブ(学童保育)

○すべての子ども

対象

○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童

○学び・体験・遊び・交流の場

○生活の場

地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。

内容

専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。

○遊び、学習(宿題)、スポーツ、文化活動など

主な活動

○遊び、学習(宿題)

協働活動支援員・協働活動サポーター
：学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理
特別支援サポーター
：特に配慮が必要な子どもたちへの支援

スタッフ

専任指導員

遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。

○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など

実施場所

○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など

○平日の放課後・週末(教室により異なる)

開催日

○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)

○無料(教室により保険、材料費などの徴収あり)

利用者負担

○月額5,000円～10,000円程度(施設により異なる)

○7市町38教室(令和元年度)

県内数

○19市町327クラブ17,041人(平成30年5月1日現在)

